

令和7年（フ）第243号

広島県福山市山手町六丁目36番13号

破産者 柴田 敬三

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年（フ）第31号

高知県高岡郡佐川町乙1777(住民票上の住所)

高知県高岡郡越知町横畠東266番地

破産者 松本 眞二

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

令和8年（フ）第32号

北九州市若松区浜町三丁目11番13号（2階201）

破産者 荒牧 良英

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和8年（フ）第33号

北九州市若松区浜町三丁目11番13号（2階201）

破産者 荒牧寿美子

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和8年（フ）第94号

長崎県長崎市江平1丁目18番27号

破産者 三浦 美佐

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続終結

令和7年（フ）第40号

鹿児島県志布志市志布志町安楽6086番地2

ハーバープレステージB1、旧本店所在地三重県四日市市東坂部町1888番地

破産者 株式会社 松秦

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年（フ）第648号

大阪府岸和田市池尻町18番地の9

破産者 有限会社はまゆう観光

- 1 決定年月日 令和8年7月13日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和7年（フ）第2540号

愛知県春日井市神屋町段ノ上1778番地の2

破産者 有限会社長谷川商店

- 1 決定年月日 令和8年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和3年（フ）第4901号

堺市西区山田3丁目64番地の2

破産者 株式会社クールス

- 1 決定年月日 令和8年7月14日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第286号

北海道函館市西桔梗町863番地の4

破産者 明真運輸株式会社

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
函館地方裁判所

令和6年（フ）第157号

（最後の住所）北海道帯広市西18条南2丁目

9-15 コーポ鈴木12号室、住民票上の住所

北海道帯広市西20条南3丁目27番2号

破産者 亡高田昌相続財産

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年（フ）第448号

東京都武蔵野市吉祥寺南町二丁目8番6号

破産者 株式会社エスブリ

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第1002号

東京都府中市若松町1丁目31番地の20クレス

トアゼリア502

破産者 坂本 隆

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（フ）第359号

神奈川県平塚市代官町3番8号

破産者 アーリーガード株式会社

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年（フ）第77号

新潟県燕市杉柳964番地1

破産者 株式会社オキノテック

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

令和6年（フ）第38号

長野県上田市塩川5101番地7

破産者 有限会社オアシ工業

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所上田支部

令和7年（フ）第218号

愛知県丹羽郡大口町仲沖一丁目45番地

破産者 株式会社鎌田工機

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年（フ）第14号

三重県伊勢市勢田町434番地7、前住所三重

県伊勢市神久4丁目1番49号

破産者 出崎 憲治

- 1 決定年月日 令和8年7月15日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊勢支部破産係